

執筆に当たって

大阪府 山中 武夫

一、出生から入隊

① 三重県（現上野市）。大正十三年二月生。昭和十

八年二月、石川県立金沢第一中学校卒業。官吏（現
国家公務員）として金沢税務署直税課勤務。現役志

願のため、昭和十九年十月三十日付退職。復員後、

大阪府立大学入学。卒業後、公立学校教員となる。

② 家族 父、母、妹二人、弟一人。

二、ソ連軍侵攻前

① 昭和十九年十一月二十二日、現役兵として歩兵第

八連隊補充隊に入隊。同年十二月四日、北支派遣軍

騎兵第四旅団騎兵第二五連隊に入隊。兵器は四四式

騎銃。軍服、長靴等は全部新品。装備は普通。

② 昭和二十年三月の老河口作戦以後、騎兵隊は一部

を残して搜索連隊に編制替え、工兵、砲兵、自動車

隊、戦車隊などに転属、短期間の速成教育を実施。

大本営は、在支四個師団を関東軍を増援するため満

州に振り向ける作戦をとった。隊員は召集者（将校、

下士官、兵）が多く、現役は少なく、にわか造りの

編制であり、装備は執銃以外兵器類は少なく、作戦

には不適であった。

三、ソ連軍侵攻

① 日ソ不可侵条約（中立条約）を破棄して、昭和二

十年八月八日、ソ連が国境を越えて侵入してきた。

それ以前、六月に行われたヤルタ会談で条約の期限

は延長しないとソ連は日本に通達し、宣戦布告した。

満州以外、南樺太、千島列島へも侵入したが、我々

満州にいた者はそのときの状況は不詳。

② 自分は当時独立混成第一三三旅団司令部要員であ

り、作戦に行っていないから不詳。けれどもソ連は

破竹の勢いで攻めてきた。また、火炎放射器を使っ

てやってきた。北満に移住していた女性は頭髪を坊

主刈りにし、男装させ、避難させたことを後から聞

いた。

四、終戦

① 終戦の詔勅は、昭和二十年八月十五日正午、独立混成第一三三旅団司令部（新京の満映本社）の集会所で聞いた。ラジオ放送あり、音が小さく、少し聞き取りにくかった。皆やれやれという安堵感であり、別に混乱はなかった。

② 司令部で武装解除になった。小銃、銃剣、機関銃、将校用拳銃、軍刀、曹長刀など。現地解散はせず。

③ ソ連の指揮下に入ったので、事後の命令まで分待機していた。在満の召集兵らは、荷物を持って夜間逃亡した。当時、軍はこれらの人の生命については保証しなかったように思う。軍紀は少し乱れていた。

④ ソ連軍の警備兵の中にたちの悪い者がおり、言動に気をつけるよう指示があったので、別にトラブルもなかった。下士官、将校が巡視に来たときは何もしないということで、皆安心していた。ソ連の将校が来たときは、日本の将校（通訳）を同伴していた。現地人は、日本人の持っている時計や皮の靴や長靴

を欲しがっていたが、強奪するようなことは一切なく、貨幣（ルーブル）で売ってくれと言ってきた。被害を受けたラーゲルもあつたやにも聞いているが。

五、シベリア抑留地への旅

① 司令部の広場でマンドリン銃と呼ばれていた自動小銃を腰に構えたソ連兵が警戒している中で、小銃、機関銃、九五式軍刀、将校用軍刀、拳銃等が大量に積み重ねられた。武装解除されたので、これで帰国できると思っていた。けれども実際には、ソ連では、日本人将校を捕虜として扱うだけでなく、民間人も拉致し、シベリア抑留という前代未聞の計画を進めていた。ソ連はまず入ソまでの手始めとして、武装解除を終えた将校や民間人を中間集結地に収容することから始めた。敦化、牡丹江、新京、奉天など二十七カ所である。中間集結地で約千人単位の作業大隊に編制し、シベリアをはじめモスクワ以東の全地域に移送した。ソ連のねらいは、今次の大戦で失われた労働力の確保と未開発のシベリアの新開発が第一の目的であった。入ソ後約一年足らずの間は、旧

関東軍の貨物廠貯蔵の被服、糧秣で自給自足の生活であった。

② 上下二段の有蓋貨車が二十両も連なって西へ進行。給水のため時々駅にとまる。そのとき用便する。ソ連の監視兵が警戒する。まるで囚人扱いである。貨車からながめる沿線の風景は果てしないシベリアの大平原である。

③ 二十年八月十八日新京出発、公主嶺着。九月十二日公主嶺出発、約三カ月かかってバイカル湖の近くのイルクーツクに到着。ラーゲルまで車で約五分くらい、駅に近いところがあるので、あまり不自由はしなかった。ただ、食料が十分ではなかった。

六、抑留地の生活

① 抑留地を転々としたことは、仕事の種類によるものが多い。例えば伐採の作業など。抑留地が変わったところでは、小人数の作業班で比較的意気投合して、のんびり過ごしていた。大した苦痛は感じていない。他の抑留者と会えば、お互いに日本人同士であるので、情報を交換し、なぐさめ合い、また激励

していた。

② すべての衣服を脱ぎ、各自に渡された鉄棒の輪に衣服を通して、シラミ予防のため、ソ連軍医（女子）が陰部検査、前の毛をカミソリでそる。毛はシラミがつきやすい。発疹チフスが発生するのを恐れるため。入浴といっても、日本の風呂のように体全体入浴するのではない。浴室は板張りのむし風呂で、五人くらい一度に入り、三十センチくらいの段が三段ほどあって、手桶一杯の湯でこすれば垢がとれる。シャワーをかけて外に出る。滅菌した熱い衣類を受け取る。

③ 約千人前後くらい。

七、労 役

① 大工、左官、土方、石炭の下ろし作業、貨車の荷下ろし作業、伐採作業など、本職までとはなかなかいけないが、一通りやらされた。伐採の仕事は収容所から大分離れているので、約三カ月から六カ月くらい一時移住したことがある（伐採の山の近くにあらる山小屋で）。

② 仕事量（ノルマ）は、一定の作業の分量を百分達成することである。また、ソ連の国家憲法の中に「労働は神聖にして犯すべからず」「働かざる者は食うべからず」とある。

③ ノルマを達成しなかつたときの処分として、ソ連側が勝手に決めたノルマをこなさないと、主食の黒パン（一日三百グラム）などが減らされた。命に直結するだけに、だれもが手を休めるわけにはいかなかった。

④ 仕事の要領の悪い者もいれば、よい者もいる。それ以前に、ほとんどの者は体力も気力も弱っていた。ノルマを達成するのはやつとのことだったが、それだけの作業に見合う食糧が供給されることはなかった。ノルマ制はあったが、ラーゲルによつては多少食糧分配に加配があつても、皆一所懸命に仕事をしているので、ラーゲル内はすべて民主化されており、食事の分量も平等にせよということ、別に画策、手だての工夫はなかつた。

⑤ 仕事はえらかつたが、伐採地はかなりラーゲルか

ら離れており、ソ連軍の監視兵も時々来る程度で、割合のんびり仕事をしていた。自分は経験がないが、農場作業（コルホーズ、ソフォーズ）の馬鈴薯・キヤベツ栽培、また、パン工場作業など、仕事はえらいが、ひもじい思いをしなかつたと聞いている。

八、抑留者の統制管理

① 初めは軽作業か使役程度のもので、毎日ではなかつた。仕事のないときはラーゲルで待機したり、洗濯をしたり、身の回りの整理をしていた。半月たつと、グループ（分隊や班）を編制して定まった作業場に行くようになった。作業場によつてはノルマが終わらぬと帰れないところもあつた。

② 労役に就くことを猶予又は免除された者は体のあまり強くない者で、作業は軽作業や手伝い職であつた。また、別の場所へ派遣させ、少人数で仕事をさせていた。

③ 労役に耐えられない者（いわゆる病身者、バルノイ）は、日本の軍医又はソ連の軍医診断の結果、二十一年、二十二年の終わりに日本へ帰還させて

いた。こういった人はダモイとは言っていないかった。

④ 常時日本の軍医による健康診断が医務室であり、体調のすぐれない者は作業を休ませていた。たちの悪い警備兵は時々ラゲル内に入ってきて、ブイストラ、ブイストラと言ってラボータと叫んだが、通訳の将校の配慮により解決できた。

⑤ 朝夕の点呼、翌日の作業場などの連絡あり、消灯、起床の伝達は旧軍隊時代と同じであった。往復の監視はソ連の警備兵がやっていた。ほとんどの者が、昼の休憩時以外、民家、バザールなどへ行く者はなかった。

⑥ 初め一年間は関東軍の貨物廠にある衣服を着用させ、何不自由なことはなかったが、作業の結果、衣服がいたんだり修理しなくてはならなくなり、ソ連の古いものを着用するようになった。厳冬、越冬用のシューバ（毛皮付）は日本製、後、ソ連製のものが着用させられた。何とか氷点下三〇度、四〇度の気候に耐えられた。

シベリア抑留

和歌山県 瀧本 宏

私は、大正十年七月十七日、和歌山県東牟婁郡宇久井村高津気（現在の那智勝浦町宇久井）で生まれ、宇久井村小学校卒業後、県立新宮中学校に入学しました。昭和十二年夏、支那事変が勃発し、二十歳前の男子が召集されました。私方の作男として農作業をしてくれていた人も同様でしたので、私は中学三年で退学して、七十五歳の祖父と一町二反の山田を耕作して一家九人の生活を助けておりました。

当時、父は四十歳過ぎでしたが、隣町の新宮市役所で農業関係の課長をしておりましたので、経済的には苦労はなかったようでした。

昭和十七年一月十日、大阪の信太山野砲第四連隊に入隊した。大東亜戦争が始まって一カ月後のことでした。一期検閲後、三月三十日出動、東満の東安省密山